## 入札説明書

令和7年札幌市告示第4303号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務 契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 告示日 令和7年10月17日
- 2 契約担当部局

〒060-0002 札幌市中央区北2条西1丁目1-7 ORE札幌ビル7階 札幌市保健福祉局ウェルネス推進部医療政策課 電話 011-211-3517 メールアドレス qqiryou@city.sapporo.jp

- 3 入札に付する事項
  - (1) 調達件名 臨時小児ドライブスルー発熱外来仮設ハウス借受
  - (2) 調達案件の仕様等 仕様書による。 ※仕様書別紙の施設配置図については、問い合わせに応じて提供する。
  - (3) 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日までとする。
  - (4) 履行場所 札幌市中央区
  - (5) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定する事項に該当しない者であること。
- (2) 令和4~7年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において業種が「一般サービス業」のうち「物品賃貸業」に登録されている者であること。
- (3) 札幌市競争入札参加資格者名簿において、所在地区分が「市内」に登録されている者。
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全なものでないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 5 入札書の提出方法等
  - (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先 上記2に同じ。
  - (2) 入札書の受領期限

令和7年10月29日(水)13時00分 札幌市保健福祉局ウェルネス推進部医療政策課 (札幌市中央区北2条西1丁目1-7 ORE札幌ビル7階)

(3) 入札書の提出方法

入札書は、別紙1の様式にて作成し、持参又は送付により提出すること。なお、提出にあ たっては以下に留意すること。

- ア 入札書を直接持参する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合は その名称又は商号)及び「令和7年10月29日(水)13時30分開札「札幌市医療政策課自家 用電気工作物保安管理業務」の旨を記載し、上記2あてに入札書の受領期限までに提出し なければならない。
- イ 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和7年10月29日(水)13 時30分開札「臨時小児ドライブスルー発熱外来仮設ハウス借受」の入札書在中」の旨を記

載し、上記2あてに入札書の受領期限までに送付しなければならない。

なお、電子メール、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

(4) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

ア 提出方法

書面(別紙2)による持参、送付又は電子メールにより提出すること。 また、提出した場合は提出した旨及び提出方法を契約担当部局へ必ず電話( 011-211-3517)で連絡すること。

イ 提出先及び提出期限

上記2の契約担当部局へ、上記1の告示の日から令和7年10月23日(木)までの午前8時45分から午後5時15分までの間で提出すること。

ウ 回答書の閲覧

回答書の準備が出来次第、随時、上記2の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、札幌市保健福祉局ウェルネス推進部ホームページに掲載する。なお、本件入札に直接関係する質問に対してのみ回答を行うものとし、すべての質問に回答するとは限らない。

(5) 入札の無効

本入札説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

- ア 入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
- イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行すること ができない状態にあると認められるとき
- ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき
- (7) 代理人による入札
  - ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印(外国人の署名を含む。)をしておくとともに、開札時までに委任状(別紙3)を提出しなければならない。
  - イ 代理人が入札する場合にあっては、委任状(別紙3)は入札書と同封せず持参または外 封筒に入れて送付すること。
  - ウ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねること ができない。
- (8) 開札の日時及び場所

令和7年10月29日(水)13時30分

札幌市中央区北2条西1丁目1-7 ORE札幌ビル7階

(9) 開札

- ア 開札は、新型コロナウイルス及びインフルエンザの感染拡大防止を図るため、原則として入札者またはその代理人の立ち合いが無い状態で実施する。なお、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応 じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなけれ ばならない。
- エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度の入札の回数は原則として2回を限度とする。
- 6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の1年間に相当する額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、 札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

- (4) 落札者の決定方法
  - ア 札幌市契規則第7条の規定の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
  - イ 落札者が決定しない場合は、入札を一度中断し、日時を改めて再入札を行う。再入札の 日時 (入札書提出期限)は、入札者の見積り作業や送付にかかる期間を勘案のうえ決定 し、失格者 及び辞退者を除く全入札参加者に対して通知する。再度入札は、原則として2 回まで行う。
- (5) 入札者に要求される事項
  - ア この一般競争入札に参加を希望するものは、上記4に掲げる入札参加資格を有すること を証明する書類(別記参照)を、入札関係職員の求めに応じ提出しなければならない。ま た、当該書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
  - イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係 職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出 ることはできない。
- (6) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

- ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。
- イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかった とき。
- ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。
- エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。
- (7) 免税業者であることの申出

落札者が、消費税法(昭和63年法律第108号)に基づく消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく地方消費税に関し、免税業者である場合には、落札決定後、直ちに消費税及び地方消費税免税業者申出書(別紙4)を提出しなければならない。

- (8) 契約書の作成
  - ア 一般競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わす ものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とす る。
  - イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が 契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印する ものとする。
  - ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に 送付するものとする。
  - エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものと する。
- (9) 契約条項

別紙5のとおり

(10) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内(札幌市の休日を定める条例に定める休日を除く)に、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

## ア 提出場所

上記2に同じ

## イ その他

提出は持参することにより提出するものとし、送付又は伝送によるものは受け付けない。